



お知らせ

青少年委員を知っていますか？

青少年委員は、子どもたちの健全な育成のため、地域行事を通して活動しています。「子どもが参加できる地域の行事を知りたい」「団体活動で子どもたちを連れて行くのに良いキャンプ場を知りたい」など、青少年の育成の相談はお問い合わせください。

青少年委員

地域の青少年委員を紹介します。

住区名	氏名(敬称略)	住区名	氏名(敬称略)
駒場	北川博康	月光原	和田俊介
菅刈	松川卓、清水あき子	向原	岩富孝允
東山	狩俣照代、前田尚美	碑	安藤啓一、秋葉恭弘
烏森	峰尾聖志、一見貴重	原町	井上忠之
中目黒	今田裕子、平坂雅代	大岡山東	小藤田将也、早乙女浩敏
田道	平子貴彦	大岡山西	入江正、村田一久
下目黒	大嶺真吾	中根	合田元
油面	大岩嘉夫	自由が丘	中村孝人、島添奈緒子
五本木	月足元子、後藤友子	八雲	宿野晋一
鷹番	高野晃一、三田春彦	東根	金井有希子、長岡弘志

青少年委員会シンボルマーク

双葉は小学・中学・高校生を表し、横からのぞく太陽は、子どもたちと同じ目線で活動する青少年委員を表しています。青少年委員会は、このマーク入りの活動着で活動しています。



子どもたちにたくさんの笑顔を！子どもも大人も一緒に楽しめる活動を

目黒区青少年委員会会長 一見貴重さん

私たちは各住区より推薦され、教育委員会から委嘱を受けて青少年委員として活動しています。地域での個々の活動だけにとどまらず、各住区の委員で力を合わせ、区の子どものためさまざまな場で活動しています。地域の皆様とともに、子どもたちが明るく楽しい生活を送れるよう、委員一同、頑張っていきたいと思っています。



問 生涯学習課地域教育推進係(☎5722-9279、FAX 3715-3099)



お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

8月3日～31日に
手続きをしましょう

どちらの手当も、受給には申請が必要です。申請方法など、詳細はお問い合わせください。子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、受給できないことがあります。

児童扶養手当

受給資格者には、現況届のお知らせを送付します。



- 対 ①～④のいずれかの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているかた
- ①父母の離婚・死亡・未婚などにより、ひとり親の状態にある
 - ②父(母)が保護命令を受けている、または1年以上拘禁されている
 - ③父(母)に1年以上遺棄されている
 - ④父(母)に重度の障害がある
- ※父(母)が事実上の婚姻関係にある(④を除く)場合は受給できません
※父(母)または子どもが手当額以上の公的年金を受給している場合は、受給できないことがあります

手当額 所得に応じて月額11,340円～48,050円。第2子以降は1人当たり月額5,680円～11,350円

児童扶養手当の所得制限額(※)

扶養人数	請求者本人		孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円

以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

特別児童扶養手当

受給資格者には、現況届のお知らせを送付します。



- 対 20歳未満で心身に中度以上の障害がある子どもを養育しているかた
- 手当額 障害の程度が重度の場合は月額58,450円、中度の場合は月額38,930円

特別児童扶養手当の所得制限額(※)

扶養人数	請求者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
以下1人増すごとに加算	38万円	21万3千円



※所得は、年間収入から給与所得控除または必要経費、医療費控除、特定親族特別控除(令和7年中の所得から適用)などを差し引いたもの

問 子ども若者課育成給付係(☎5722-9645、FAX 5722-9328)



お知らせ

登録制自転車置場利用者の追加募集

令和8年度分の登録制自転車置場の利用者を追加で募集します。



利用期間 登録証の交付日～令和9年3月31日

対象の自転車置場 呑川橋自転車置場

決定方法 規則で定める順位に基づき選定・抽選

- 対 自宅、勤務先などが駅から600m以上距離があり、通勤・通学などで自転車(防犯登録が必要)を利用するかた、特別の理由があるかた
- ※令和8年度分の利用登録をしているかたは対象外

- ¥ 手数料1台4,500円
- ※身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、生活保護受給者は免除
- 申 7月1日～24日に、区Web/窓口



問 先 土木管理課自転車対策係(総合庁舎本館6階、☎5722-9444、FAX 5722-9636)